

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

## 財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

## 記

## 1 監査対象及び監査期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所管部局		
酒田市美術館	公益財団法人 酒田市美術館	教育委員会 社会教育文化 課	5月11日～ 6月19日	6月12日

## 2 監査の範囲

令和元年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況。

## 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、適正であると認められた。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。